

社会的養育推進計画の策定に向けた意見（令和6年1月24日 豊島区児童福祉審議会本委員会）

委員名 (発言順)	内容	主な関連項目(社会的養育推進計画策定要領)
武藤委員	半年以上、一時保護所で暮らしている子どもも一定数おり、これは一時保護所が一時保護の機能をきちんと果たしていない状況といえる。社会的養護のニーズが非常に高まっている中、今後の推移を予測し、豊島区としても計画をしっかりと立てていくことが必要。	○社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 ○一時保護改革に向けた取組
	一時保護期間が非常に長い等、ケアニーズが高く、様々な課題を抱えた子どもたちについて里親だけの対応は難しい。このような点についても今後、部会で検討できるとよい。	○一時保護改革に向けた取組 ○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	児童相談所や施設職員の専門性を高めるために、主体的に研修に出られるような体制づくりが必要。自分自身の能力を高めていけるとモチベーションにも繋がっていくと思うので、職員育成は非常に重要である。	○児童相談所の強化等に向けた取組
坂井委員	計画策定にあたり、豊島区が関わっている社会的養護の子ども、一時保護所中の子ども、自立後の子どもたちから、直接意見を聞いてほしい。	○社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
石田委員	児童養護施設等では二十歳を過ぎた対象者に対しても自立支援を継続して担っているが、そのような方たちに対する行政の支援という観点も大切。社会的養護出身者が年齢を経ての頼れる先がないという課題がある。困難な生き方をしている方々が、安心して自立でき、見通しを立てられるような方策を盛り込んでいただけるとよい。	○社会的養護自立支援の推進に向けた取組
湊委員	一時保護所のBCP(事業継続計画)の観点から、施設数が足りていない課題とあわせて医療面での懸念点がある。現在、豊島区の麻疹ワクチンの接種率は集団免疫を獲得するための最低水準に達していない。一時保護所の事業継続には、施設スタッフが倒れてしまっては難しく、予防にはワクチンしかない。この点を踏まえ、計画の中に感染防止対策、予防策の徹底を組み込むよう事業継続体制を今一度考え直してもよいのではないかな。	○一時保護改革に向けた取組
渡邊委員	社会的養護を支えている職員が精神的に健全でなければ、子どもも幸せになれないと考える。昨今の一時保護所及び児童相談所、児童養護施設等の支援者側である職員が精神的に疲弊しているという実態を踏まえ、スタッフの精神的ケアを定期的に行うことの必要性を感じており、そのような点も計画に盛り込んでほしい。	○一時保護改革に向けた取組 ○児童相談所の強化等に向けた取組 ○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	子どもの意見表明について、自身が子どもから意見を聞く取組みを行った経験から、突然やって来た知らない大人に、子どもたちがどこまで本音を言えるのかという点が一番の課題と考える。実施回数の観点のみならず、どうやって子どもの意見をくみ取るのかという点で、外部の大人に話をするのが難しいようであれば、児相スタッフが子どもから意見を聞けるような環境を整えていくことも検討してほしい。	○当事者である子どもの権利養護の取組
大竹委員	意見表明支援員の養成と確保が大変厳しい状況にある。子どもの本音を聞き出すために、ある程度の時間や訪問回数が必要となる場合、支援者の人数が限られることは支援の水準が満たせないこととなる。埼玉県では支援員は弁護士会や社会福祉士会、公認心理士会に所属する方々へお願いし、研修受講後に登録となるため、人数が限られる。豊島区においても、支援員の養成・研修等も含む人員確保の視点を持ってほしい。	○当事者である子どもの権利擁護の取組
三輪委員	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組みの点で、乳児院に措置される子どもの場合、特別養子縁組の可能性が検討を行い、乳幼児の場合は里親に委託するようしてほしい。これは、乳幼児の小さいうちから里親に預けることで、家庭を知らない子どもを無くしていくということと、里親も乳幼児のお子さんの方が養育しやすいと思われるためである。	○社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 ○代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組 ○里親等への委託の推進に向けた取組
	自立支援の推進に向けた取組みが必要。東京都では里親の措置解除から10年間はその子と連絡をとり、支援することを始めている。色々な里親の方にこの話を聞くと、10年後から先についての課題が出てきている。里子が10年の間に仕事が続かない等の課題を抱え、里親自身も10年歳をとった時に、「里子はこの後一体どうなるのだろうか」という途方に暮れた思いになるという。(里親や施設を支えることも前提に)10年と言わず、その子が自立するための方法というものを継続して考えていけると良い。	○社会的養護自立支援の推進に向けた取組